

第5部 計画の総合的推進

第1章 計画の推進体制

目指す環境像の実現に向け、第三次計画を総合的かつ計画的に推進していくためには、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割のもと協力・連携して取り組んでいくことが重要です。

第1節 計画推進の主体と役割

主体	各主体の役割
市民	・日常生活に伴う環境への負荷※を少なくするよう努めます。 ・市が実施する環境の保全に関する施策に協力します。
事業者	・事業活動を行うときは、環境への負荷を少なくするなど環境の保全に努めます。 ・市が実施する環境の保全に関する施策に協力します。
行政	・環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実施します。 ・市の業務を行ううえで、率先して環境への負荷を少なくするよう努めます。

第2節 推進体制

1 環境審議会

計画の推進状況を点検・確認するうえでは、第三者の視点からみた客観性が求められます。

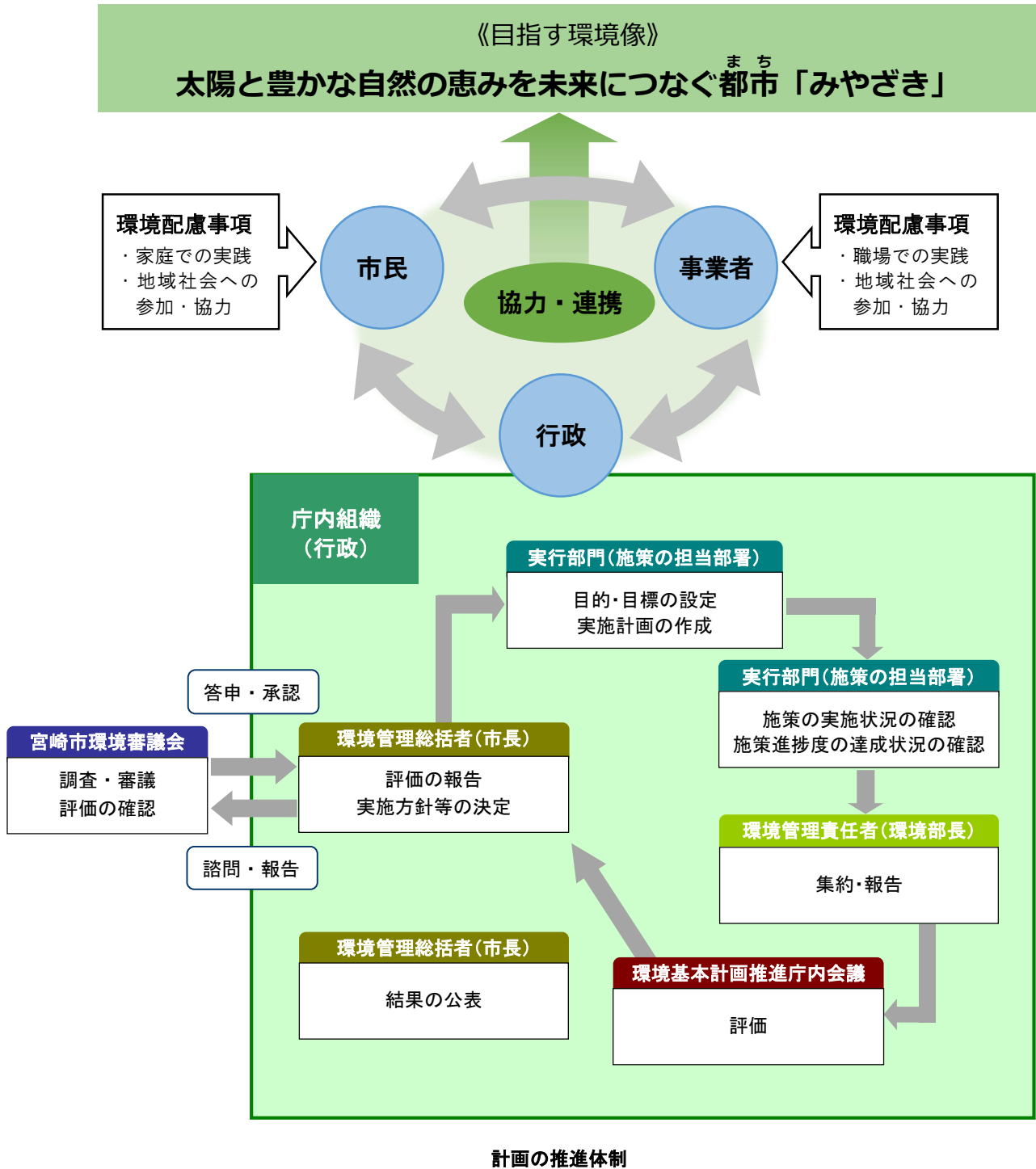
そのため、市長は、環境基本条例第22条に基づき設置する環境審議会に対して、評価指標の達成状況について報告を行うとともに、承認を受けた後、結果を公表します。

また、環境審議会は、計画の実効性を確保するため必要な提言を行うとともに、市長から諮問があった場合には、計画の見直し等について調査・審議及び答申を行います。

2 庁内組織

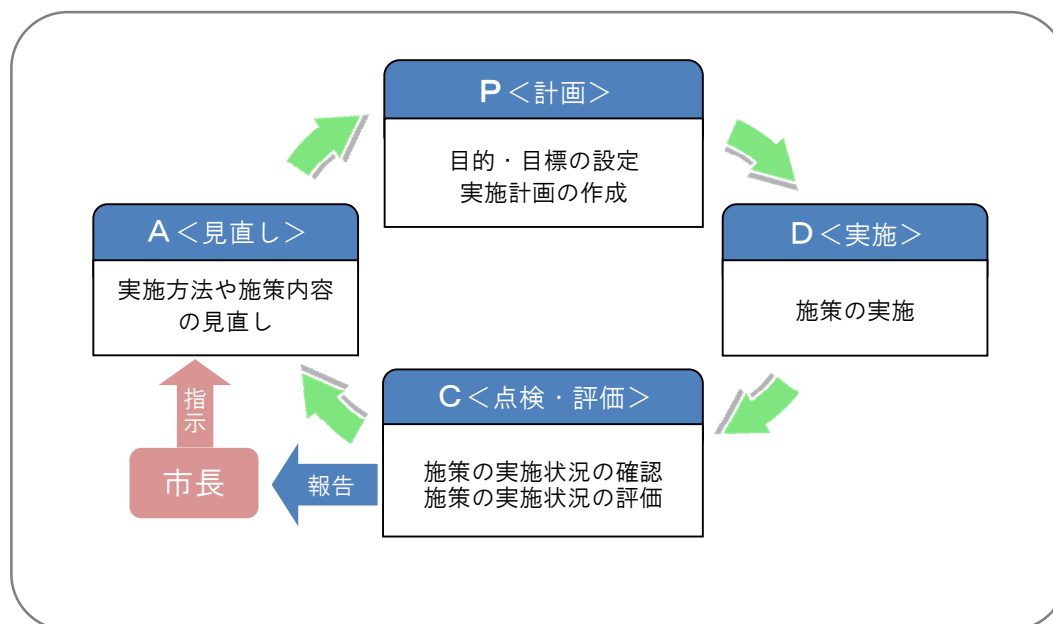
計画に掲げる施策を着実かつ効果的に推進していくためには、各部局が連携して取り組むとともに、施策の実施状況や達成状況などを点検・評価するための横断的な枠組みが必要です。

このため、各部局から構成される環境基本計画推進庁内会議を設置し、総合的かつ横断的な視点のもとに施策を推進していきます。



第2章 計画の進行管理

第三次計画における施策の実効性を高めていくため、「計画（Plan）」「実施（Do）」「点検・評価（Check）」「見直し（Action）」のサイクル（PDCA サイクル※）における一連の流れを繰り返しながら、継続的に環境の改善を図っていきます。



計画の進行管理

また、施策の実施状況や評価結果などについては、ホームページなどを通じて公表します。
なお、施策の実施状況については、次の基準により評価を行います。

施策進捗度に係る評価基準と評価区分

施策進捗度の種類	達成状況	評価基準と評価区分
「数量の増加」を目標とする施策進捗度	$\frac{\text{実績値} - \text{基準値}}{\text{目標値} - \text{基準値}} \times 100 = \text{目標達成率}(\%)$	目標達成率が100%以上：◎(達成) 目標達成率が 80%以上：○(概ね達成) 目標達成率が 80%未満：△(未達成)
「数量の減少」を目標とする施策進捗度	$\frac{\text{基準値} - \text{実績値}}{\text{基準値} - \text{目標値}} \times 100 = \text{目標達成率}(\%)$	目標達成率が100%以上：◎(達成) 目標達成率が 80%以上：○(概ね達成) 目標達成率が 80%未満：△(未達成)
「現状維持」を目標とする施策進捗度	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 = \text{目標達成率}(\%)$	目標達成率が100%以上：◎(達成) 目標達成率が100%未満：△(未達成)

資料編

1 計画策定（一部改訂）の経緯

令和3年度

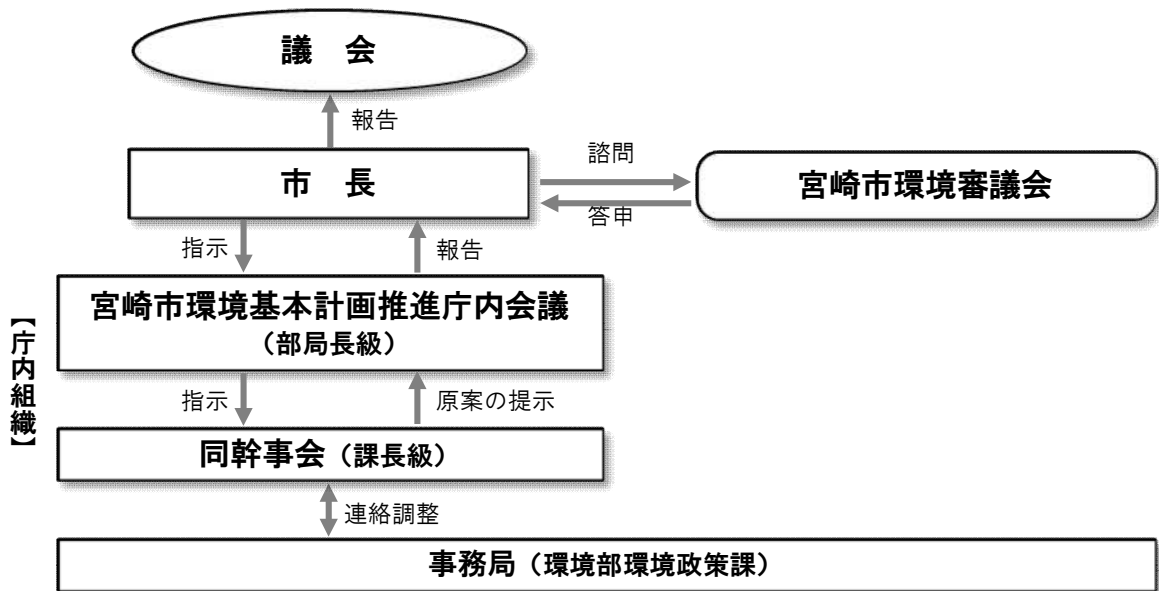
実施日	策定会議	主な議事
4月9日～ 5月7日	市民アンケート調査	

令和4年度

実施日	策定会議	主な議事
6月6日～ 6月30日	事業者アンケート調査	
12月9日～ 12月23日	第1回 宮崎市環境基本計画推進庁内会議 幹事会	・一部改訂計画素案
1月25日	第1回 宮崎市環境基本計画推進庁内会議	・一部改訂計画原案
2月22日	第1回 宮崎市環境審議会	・一部改訂計画原案
2月27日	宮崎市環境審議会による答申	

2 計画策定（一部改訂）の体制

第三次計画の一部改訂にあたり、庁内組織だけではなく、学識経験者や各種団体の代表などで構成する「宮崎市環境審議会」での審議を行うなどして作業を進めました。



第三次計画の一部改訂体制（各組織の関連図）

（１） 宮崎市環境基本計画推進庁内会議

	委員（部局長級）		幹事（課長級）
委員長	副市長（環境部担当）		企画政策課長
副委員長	上下水道局長		総務法制課長
	企画財政部長		危機管理課長
	総務部長		地域コミュニティ課長
	危機管理部長	代表幹事	環境政策課長
	地域振興部長		保健医療課長
	環境部長		農政企画課長
	健康管理部長		観光戦略課長
	農政部長		土木課長
	観光商工部長		都市計画課長
	建設部長		教育委員会企画総務課長
	都市整備部長		上下水道局管理部総務課長
	教育局長		農業委員会事務局次長
	農業委員会事務局長		

（２）宮崎市環境審議会

環境基本条例第22条に基づき、環境の保全に関する基本的な事項を調査審議するために設置する組織で、学識経験者や関係行政機関の職員、その他市長が適当と認めた者で構成されています。

環境基本条例第8条で、環境基本計画を策定並びに変更する際には、環境審議会の意見を聴かなければならないと規定されていることから、市長からの諮問を受け、審議・答申を行いました。

氏 名	所 属	氏 名	所 属
桐木 純子	宮崎商工会議所女性会理事	西村 佳代	NPO法人アジア砒素ネットワーク理事
久保 通子	清武町婦人連絡協議会連絡員	早瀬 盟子	NPO法人大淀川流域ネットワーク事務局員
酒井 剛	宮崎大学工学部教授	原田 隆典	宮崎大学名誉教授
高島 弘行	宮崎文化振興協会理事長	平岡 直樹	南九州大学環境園芸学部教授
長倉 佐知子	宮崎県環境森林部次長	宮路 康久	NPO法人みやざきエコの会副理事長
中島 忠	宮崎河川国道事務所副所長	横山 脩二	宮崎市自治会連合会副会長
西 邦雄	NPO法人宮崎野生動物研究会幹事		

（令和5年2月現在、五十音順、敬称略）

第三次宮崎市環境基本計画の一部改訂に係る諮問・答申

宮環政第347号 令和5年2月22日 宮崎市環境審議会 会長 原田 隆典 殿 宮崎市長 清山 知憲 第三次宮崎市環境基本計画の一部改訂について（諮問） このことについて、宮崎市環境基本条例第8条第3項及び第5項の規定により、下記について貴審議会の意見を求めます。 記 第三次宮崎市環境基本計画の一部改訂について
--

宮環審第1号 令和5年2月27日 宮崎市長 清山 知憲 殿 宮崎市環境審議会 会長 原田 隆典 第三次宮崎市環境基本計画の一部改訂について（答申） 令和5年2月22日付け宮環政第347号で諮問のありましたこのことについて、本審議会で審議を行った結果、作成された第三次宮崎市環境基本計画【一部改訂計画】の内容は妥当なものであり、異議のないものと認めます。

3 個別施策（一覧）

施策No.	長期的目標	取組体系	個別施策	関係課
1	長期的目標Ⅰ 脱炭素社会※の構築	I-1-①	・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー※の利用に関する市民・事業者意識の啓発を進め、普及促進を図ります。	環境政策課
2		I-1-②	・公用車への次世代自動車※の導入に努めます。	管財課
3			・農業用施設における省エネルギー対策資機材や化石燃料暖房機の代替資材等の導入を推進します。	農業振興課
4			・住宅の断熱性能向上に繋がる製品等に関する情報を提供し、エネルギー効率の高い居住環境の創出を図ります。また、住宅の省エネルギー性能を表示した住宅性能表示制度について広く市民に周知・広報します。	建築行政課
5			・小中学校のトイレの洋式化を図ることで、省エネルギーを推進します。	学校施設課
6		I-1-③	・持続可能な、最適な公共施設サービスを提供するため、「総量の最適化」に取り組みます。 注）施策進捗度なし	都市戦略課
7		I-1-④	・堆肥舎や堆肥生産機械等の整備を進めることで、家畜排せつ物の適正処理を促進するとともに、堆肥の有効利用を促進し、地域環境と調和した畜産経営の確立を図ります。	農業振興課
8			・宮崎市自然休養村※センターで温泉とともに噴出する天然ガスの有効活用及び天然ガスの大気放散削減による地球温暖化防止に取り組みます。	森林水産課
9			・市内の公立小中学校の給食では、地場産物の活用を促進します。	保健給食課
10			・下水道資源(下水汚泥・下水処理水・消化ガス)の有効活用を維持します。	下水道施設課
11		I-2-①	・交通機関や地域住民と連携し、路線バスの維持・存続やコミュニティバス等の運行など、地域における交通ネットワークの構築にむけて取り組みます。	都市戦略課
12		I-2-②	・電線類の地中化等を推進します。	道路維持課 市街地整備課
13		I-2-③	・自転車通行空間整備を促進するなど、歩行者や自転車利用者が安心して通行できる道路空間の確保に努めます。	都市計画課 土木課 道路維持課 市街地整備課
14		I-2-④	・不法占用物件等に対する是正指導を徹底し、道路占用の適正化を推進します。	用地管理課
15		I-3-①	・次世代自動車の利用に関する市民・事業者意識の啓発を進め、導入促進を図ります。	環境政策課
16			・温室効果ガス※の排出抑制等のための措置に関する計画である「宮崎市地球温暖化対策実行計画」を推進し、市自らが率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。	環境政策課
17		I-3-②	・多様な主体※で組織する「宮崎市地球温暖化対策地域協議会」を通じて、日常生活に起因する温室効果ガスを削減・抑制するための具体的な対策を実践します。	環境政策課
18			・環境にやさしい賢い選択の普及・定着を図ります。	環境政策課
19	長期的目標Ⅱ 循環型社会の形成	Ⅱ-1-①	・循環型社会※の形成に向け、廃棄物の排出抑制と再生利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進します。	環境政策課 環境業務課
20			・エコクリーンプラザみやざきに搬入されたごみを選別・処理し、適正な最終処分を推進します。	環境政策課 環境業務課 環境指導課
21			・5R※運動の取組の周知に努め、家庭ごみの減量化、資源化を推進します。	環境政策課 環境業務課
22			・家庭から出る生ごみの自家処理を進め、生ごみの減量化と堆肥化による循環型社会を推進します。	環境業務課
23			・学校給食に伴い発生する生ごみの堆肥化等を推進します。	保健給食課

施策 No.	長期的目標	取組体系	個別施策	関係課
24	長期的目標Ⅱ 循環型社会※の形成	Ⅱ-1-②	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物※処理施設等への立入検査や排出事業者への指導等を実施し、産業廃棄物の適正処理を推進します。	環境指導課
25			・建設リサイクル法の規定に基づき、届出等を徹底させるとともに、分別解体の実施状況の確認及び無届工事の監視のためのパトロールを定期的実施します。	建築行政課
26		Ⅱ-1-③	・農業生産に伴い排出される農業用廃プラスチックの適正処理を図ります。	農業振興課
27		Ⅱ-2-①	・公共用水域の水質状況を把握するため、定期的に水質測定を行い、事業場への立入検査を実施するとともに、市民・事業者・関係機関が一体となって、河川浄化の取組を推進します。	環境指導課 環境政策課
28			・浄化槽※管理者に対し、保守点検、清掃及び法定検査(水質検査)を行うよう啓発・指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進します。	環境施設課
29			・下水道や農業集落排水への接続及び公設浄化槽の設置を推進し、水洗化率の向上を図ります。	給排水設備課 環境施設課
30		Ⅱ-2-②	・水道施設の計画的更新や耐震化を推進し、安全で良質な水を安定的に供給できるライフラインの構築を図ります。	水道整備課
31		Ⅱ-2-③	・森林の有する多面的機能を発揮するため、森林所有者、事業者、行政などの多様な主体※が連携して適切な森林施業に取り組みます。	森林水産課
32	長期的目標Ⅲ 自然環境の保全	Ⅲ-1-①	・防風・防潮といった公益的機能※を有し、貴重な観光資源でもある海岸松林を守るため、市民・関係団体・行政が協力して海岸松林の保護・育成に取り組みます。	森林水産課
33			・良好な自然環境や景観を形成している緑地の保全並びに樹木の保全を図ります。	景観課
34		Ⅲ-1-②	・農業委員会やJAなどと連携し、市民農園制度の適切な運用に努めます。	農政企画課
35			・農道や水路の草刈りや泥上げ、景観形成のための植栽など、土地改良施設の適切な維持管理及び農村環境の保全活動を推進します。	農村整備課
36			・遊休農地の解消と発生の未然防止に努めます。	農業委員会
37		Ⅲ-2-①	・ホタルが生息する地域をモデル地区及び保存地区とし、豊かな水辺環境づくりを支援します。	環境政策課
38			・自然環境に配慮した多自然川づくり※への取組を進めます。	土木課
39		Ⅲ-2-②	・国や県と一体となって、重要な野生動植物とその生息・生育地の保護を図ります。	環境政策課
40			・県内唯一の動物園である宮崎市フェニックス自然動物園を、いのちのつながりや大切さを伝え、生き物とふれあい体感する場として活用を図ります。 注) 施策進捗度なし	公園緑地課
41		Ⅲ-3-①	・子どもたちの「生きる力」を育むため、気軽に参加できる自然体験や自然レクリエーションの場を設けます。	環境政策課 生涯学習課
42	長期的目標Ⅳ 生活環境の保全	Ⅳ-1-①	・市庁舎及びその周辺の緑化を推進します。	管財課
43			・市民・事業者等の花のまちづくりに対する意識と知識の向上を図るための取組を進めます。	景観課
44		Ⅳ-1-②	・モデル的農村景観の掘り起こしを行いながら、地域住民と一体となった保全活動に取り組みます。	農政企画課
45			・多様な主体と連携し、日南海岸沿道を美しく保ちます。	観光戦略課 景観課
46		Ⅳ-1-③	・公園利用者のニーズや地域の特性を生かし、公園や緑地等の整備を進めます。	公園緑地課
47		Ⅳ-1-④	・維持管理に配慮した効果的な緑化を推進するなど、周辺環境に配慮した街路整備を進めます。	市街地整備課 土木課

施策 No.	長期的 目標	取組体系	個別施策	関係課
48	長期的 目標Ⅳ 生活環境の保全	Ⅳ-2-①	・生目古墳群、蓮ヶ池横穴群、穆佐城跡、佐土原城跡、本野原遺跡を、歴史と自然が融合した史跡公園として整備し、市民の憩いの場、学習の場として活用します。	文化財課
49		Ⅳ-2-②	・史跡や天然記念物※などの文化財を適切に保護・管理するとともに、歴史・文化資源の情報の発信や活用を進めます。	文化財課
50		Ⅳ-3-①	・大気汚染防止法、悪臭防止法や宮崎市公害防止条例など、それぞれの基準を超過しないよう未然防止に努めます。	環境指導課
51			・特定粉じん排出等作業現場における立入検査を実施します。	環境指導課
52			・市民の快適な住環境を保全するため、騒音の状況把握に努めます。	環境指導課
53			・ダイオキシン類※対策特別措置法に基づき、大気、河川、地下水、土壌の汚染状況を把握するため、定期的に環境測定を行います。また、対象施設への立入検査を実施します。	環境指導課
54		Ⅳ-3-②	・公園や街路等の公共空間への緑化を行うとともに、一定規模の建築行為等における緑化の届出を義務付け、助成を行うことで、都市緑化の推進を図ります。	景観課
55		Ⅳ-3-③	・関係機関と連携して、熱中症の予防や対処法に係る情報提供及び注意喚起を行い、地球温暖化に適応したライフスタイルを推進します。	健康支援課
56		Ⅳ-3-④	・地震や津波、台風などの初動時に迅速に対応し、被害を最小限に抑えるため、情報基盤の充実強化を図ります。	危機管理課
57			・地域の災害に対する「自助」、「共助」の体制を強化するとともに、市民の防災意識の向上を図るため、自主防災組織の結成促進を図ります。	地域安全課 警防課
58	長期的 目標Ⅴ 環境教育の推進	Ⅴ-1-①	・環境学習指導者養成講座を開催し、地域の環境活動を推進する人材を養成します。	環境政策課
59			・大淀川学習館を適切に管理運営し、環境学習企画展や各種講座を実施します。	生涯学習課
60		Ⅴ-1-②	・地域住民や市民団体、事業者等との連携を図り、気軽に参加できる環境学習の機会の拡充や支援を行います。	環境政策課
61			・小中学校における環境教育※を推進します。	学校教育課 環境政策課
62		Ⅴ-2-①	・市民参加により、日頃清掃の行き届かない公共の場所などの清掃を実施し、地域環境の美化を推進します。	環境業務課 地域コミュニティ課
63			・多様な主体※が参加する、青島・日南海岸清掃活動を支援します。	青島地域センター 観光戦略課
64		Ⅴ-2-②	・環境に関する地域活動の取組を推進します。	地域コミュニティ課
65			・環境改善や環境保全に取り組む市民・市民活動団体の活動に対し、市との協働も含め支援します。	文化・市民活動課
66			・地域における自主的な花のまちづくりを推進するために、市民団体等の支援・育成を行います。	景観課
67		Ⅴ-3-①	・環境保全型農業※等の取組を支援し、環境への負担軽減、保全効果の高い営農活動を推進します。	農業振興課
68			・稚魚・稚貝の放流により、水産資源の保護・増殖を図ります。	森林水産課
69			・地区計画、宮崎市開発指導要綱、市街化調整区域内の立地に関する審査基準、宮崎市開発審査会付議基準などに基づき、開発行為や建築行為に対する適切な指導・助言を行います。	開発審査課
70			・開発行為事前指導申出において、関係部局との調整及び宮崎市開発指導要綱に基づき、開発区域の地形及び地質の状況に応じて、雨水の流出抑制に加え、地下水 ^{かんよう} 涵養、河川低水流量の保全等のための地下浸透施設の設置指導を進めます。	開発審査課
71		Ⅴ-3-②	・市独自の事業者版環境マネジメントシステム※の普及を図り、事業者の自主的な環境保全活動を促進します。	環境政策課

4 評価指標（一覧）

（１）市民満足度

No.	長期的目標	市民満足度	基準値	目標値	実績値	目標値	
			H28 (2016)	3年後 R2 (2020)		中間年度 R4 (2022)	最終年度 R6 (2024)
1	Ⅰ 脱炭素社会※の 構築	省エネルギーの推進	26%	27%	33.0%	28%	30%
2		地球環境にやさしいまちの形成	20%	23%	24.7%	24%	27%
3	Ⅱ 循環型社会※の 形成	廃棄物対策とリサイクルの推進	42%	44%	34.8%	45%	45%
4		水資源の有効活用	26%	28%	31.6%	29%	31%
5		水質の保全	39%	41%	42.0%	42%	44%
6	Ⅲ 自然環境の 保全	自然環境の保全と活用	36%	37%	30.0%	38%	38%
7		生き物の保護とふれあいの確保	28%	29%	38.2%	30%	32%
8		水辺環境の保全と活用	41%	43%	30.1%	44%	44%
9	Ⅳ 生活環境の 保全	緑の保全と緑化の推進	48%	49%	54.5%	50%	52%
10		快適な公共空間の確保	40%	43%	18.5%	44%	44%
11		美しい街並みの創造	42%	44%	54.2%	45%	48%
12		歴史・文化資源の保全と活用	36%	37%	38.0%	38%	39%
13	Ⅴ 環境教育の 推進	環境教育※の推進	26%	28%	38.3%	29%	31%
14		市民参加の推進	23%	25%	35.4%	26%	28%
15		環境に配慮した事業活動の促進	22%	24%	22.1%	25%	25%

(2) 施策進捗度

施策 No.	長期的 目標	取組の 方向性	施策進捗度	単位	基準値	目標値	実績値	目標値	
					H28 (2016)	3年後 R 2 (2020)		中間年度 R 4 (2022)	最終年度 R 6 (2024)
1	長期的目標Ⅰ 脱炭素社会※の構築	Ⅰ-1	太陽光発電設備導入容量 (10kW未満)	kW	56,667	71,325	74,532	80,020	89,775
2			松橋駐車場、第四庁舎駐車場の 公用車の次世代自動車※台数	台	2	4	4	6	6
3			施設園芸における燃油使用削減 量	kl	285	250	172	250	250
4			建築物省エネ法届出率 (300㎡以上)	%	88	90以上	93.8	90以上	90以上
5			小・中学校のトイレの洋式化率	%	33.1	37.0	38.6	39.0	50.0
7			簡易堆肥施設等を整備している 畜産農家の割合	%	82.1	84.1	88.0	85.1	86.1
8			天然ガス利用率 (自然休養村※センター)	%	79.7	73.3	73.8	73.3	73.3
9			学校給食における地場産物の 使用割合	%	39.3	43.0	37.4	45.0	45.0
10-1			消化ガスの発生量 (大淀処理場)	Nm³	1,617,000 (H27基準)	1,734,000	1,847,709	1,772,000	1,800,000
10-2			乾燥肥料の生産数量 (宮崎処理場)	袋	88,000 (H27基準)	88,000	72,505	88,000	88,000
11		Ⅰ-2	主要バスターミナル※における 路線バス乗降客数	千人	1,445	1,464	1,364	1,469	1,308
12			道路改良事業による電線共同溝 整備路線累計延長	km	3.99	5.25	5.25	5.25	5.25
13			自転車通行空間の整備路線延長	km	4.8	12.8	22.2	16.8	35.7
14			不適合物件や不法占用物件の 是正(改善・撤去・申請)件数	件	204	200	351	175	165
15		Ⅰ-3	市域から排出される二酸化炭素※ (運輸部門)削減率	%	0 (H25年度)	8.1 (H30値)	3.6 (H30値)	11.4 (R2値)	18.5 (R4値)
16			市役所から排出される温室効果 ガス※削減率	%	0 (H25年度)	9.2	8.54	15.3	26.9
17			市域から排出される温室効果 ガス削減率	%	0 (H25年度)	7.6 (H30値)	26.2 (H30値)	10.7 (R2値)	24.4 (R4値)
18			環境に関する啓発イベント参加者 数	人	17,650	17,850	31,464	17,950	18,000
19	長期的目標Ⅱ 循環型社会※の形成	Ⅱ-1	市民1人1日あたりのごみ排出量	g	970	959	948	953	948
20-1			再生利用率(リサイクル率)	%	15.8	15.6	15.3	16.0	16.4
20-2			最終処分率	%	12.3	12.4	12.1	11.9	11.6
21			ごみ減量アドバイザーの派遣 回数(累計)	回	208	680	520	1,100	1,540
22			生ごみ処理機器の補助・支給 件数(累計)	件	483	1,350	1,656	2,250	3,600
23			学校給食の生ごみリサイクル率	%	100	100	100	100	100
24			産業廃棄物※処理業者への立入 検査率	%	100	100	100	100	100
25			建築リサイクルパトロール実施率	%	63	60以上	62.8	60以上	60以上
26			農業用廃プラスチックの不法 投棄件数	件	0	0	0	0	0

施策 No.	長期的 目標	取組の 方向性	施策進捗度	単位	基準値	目標値	実績値	目標値	
					H28 (2016)	3年後 R 2 (2020)		中間年度 R 4 (2022)	最終年度 R 6 (2024)
27	循環型社会※の形成	Ⅱ-2	公共用水域環境基準※(BOD※)達成率	%	100	100	100	100	100
28			浄化槽※の法定検査受検率	%	61.6	64.8	65.7	66.4	68.0
29			生活排水処理率	%	91.8	95.2	93.8	96.4	97.1
30			水道管路(口径 150mm 以上)耐震化率	%	37.3	39.7	40.9	41.0	42.9
31			植林面積	ha	123	204	130	238	160
32	長期的目標Ⅲ 自然環境の保全	Ⅲ-1	森林ボランティア参加者数	人	950	1,000	678	1,000	600
33-1			緑の保全地区総面積	ha	34.9	34.9	34.9	35.4	34.9
33-2			郷土の名木指定本数	本	165	168	146	170	145
34			市民農園の設置区画数	区画	406	406	364	406	406
35			多面的機能支払交付金事業に取り組む組織数	地区	92	90	99	90	90
36			遊休農地率	%	2.6	1.0	3.1	1.0	—
37		Ⅲ-2	ホタル保護河川総延長	m	5,770 (H29年度)	5,770	5,255	5,770	5,770
38			多自然川づくり※工法による護岸整備・改修延長	m	3,300	3,700	4,029	3,800	4,200
39			野生動植物の重要生息地	箇所	2	3	2	3	3
41		Ⅲ-3	子ども自然体験活動参加者数	人	1,085	1,130	392	1,130	1,130
42	長期的目標Ⅳ 生活環境の保全	Ⅳ-1	市庁舎の緑化率	%	20	20	20	20	20
43			花と緑の推進事業参加者数	人	1,260	1,290	313	1,310	1,320
44			農村景観保全活動の支援を行う地区数	地区	2	2	2	2	2
45			日南海岸沿道修景保全活動回数	回	5	5	1	5	4
46			市民1人あたりの都市公園面積	m ² /人	22.89	23.41	23.50	23.49	23.48
47			道路改良事業による植樹帯・植樹柵整備路線延長	km	72.21	74.17	73.75	74.17	74.43
48		Ⅳ-2	整備済みの史跡公園箇所数(累計)	箇所	2	2	2	2	2
49			地域の文化財保存会等への文化財の保護管理委託件数	件	34	34	53	34	34

施策 No.	長期的 目標	取組の 方向性	施策進捗度	単位	基準値	目標値	実績値	目標値	
					H28 (2016)	3年後 R 2 (2020)		中間年度 R 4 (2022)	最終年度 R 6 (2024)
50	長期的目標Ⅳ 生活環境の保全	Ⅳ-3	大気環境基準※達成率	%	91.2	91.2	88.2	91.2	91.2
51			アスベスト除去現場への立入 検査実施率	%	100	100	100	100	100
52			自動車騒音測定における環境 基準達成率	%	87.5	87.5	100	87.5	87.5
53			ダイオキシン類※の環境基準 達成率	%	100	100	100	100	100
54			緑化総創出面積	ha	5.1	17.1	19.3	25.1	34.5
55			熱中症予防対策における休息所 施設数	箇所	128	140	141	146	152
56			宮崎市防災メール登録件数	件	—	—	—	21,000	23,000
57			自主防災組織の結成率	%	84.8	86.5	87.5	87.5	88.5
58	長期的目標Ⅴ 環境教育※の推進	Ⅴ-1	環境学習指導者養成講座修了者 数(累計)	人	201	261	251	291	306
59			大淀川学習館の利用者数	人	183,485	185,000	52,759	185,000	185,000
60			環境学習パートナー※派遣回数	回	20	32	30	33	34
61			教育活動全体を通して、学校の 実態に応じた特色ある環境に関 する活動を行っている学校数	校	73	72	72	72	72
62		Ⅴ-2	「環境美化の日」と「市民一斉清 掃」への参加自治会の平均割合	%	72.73	75.0	72.5	75.0	75.0
63			青島・日南海岸の清掃活動回数	回	313	310	390	310	350
64			環境に関する事業を実施する 地域まちづくり推進委員会数	団体	27	27	27	27	27
65			市民活動支援補助金申請団体の うち環境活動を行う団体数	団体	1	1	0	1	1
66			花いっぱい推進事業参加団体数	団体	573	576	474	578	515
67-1		Ⅴ-3	環境保全型農業※の取組者数	人	79	79	58	79	59
67-2			環境保全型農業の取組面積	a	15,311	15,311	15,483	15,311	15,311
68			海面及び内水面への種苗放流 回数	回	11	10	11	10	10
69 70			開発許可申請に対する指導・ 助言率	%	100	100	100	100	100
71			みやざきエコアクション認証 登録事業者数(累計)	事業者	180	200	204	210	220

5 市民・事業者の環境配慮事項（一覧）

（１）市民の環境配慮事項

No.	長期的 目標	取組の 方向性	環境配慮事項（市民）
1	長期的目標Ⅰ 脱炭素社会※の構築	Ⅰ-1	・太陽光などの再生可能エネルギー※の活用を検討します。
2			・家の新築・増改築の際には、太陽光発電設備や太陽熱利用機器の導入を検討します。
3			・家の新築・増改築の際には、省エネルギー性能の高い住宅（高気密・高断熱、通風性、自然光の有効活用など）の選択に努めます。
4			・省エネルギー性能が高い電化製品やエコマーク商品などの環境配慮型製品を使用するよう努めます。
5			・家電製品等を購入・買い換える際には、LED※ランプ等省エネルギーラベルを参考に、価格や使用時の電気料金などを考慮して、経済的で省エネルギー性能の高いものを選びます。
6			・マイカーを購入・買い換える際には、次世代自動車※（ハイブリッド自動車や電気自動車など）を選ぶよう努めます。
7		Ⅰ-2	・自転車が車両であることを自覚し、定められた場所への駐輪や、自転車保険の加入、左側通行などの法令を遵守し、積極的な利用に努めます。
8			・毎週水曜日はノーマイカーデー※とし、徒歩・自転車又は電車やバスなどの公共交通機関を利用した通勤・通学等に努めます。
9			・外出する際には、マイカーよりも電車やバスなどの公共交通機関を優先的に利用するよう努めます。
10		Ⅰ-3	・自動車やオートバイを運転する際は、環境にやさしい運転（エコドライブ）を心がけ、周りに迷惑となる騒音を出さないようにします。
11			・自動車を使用する際には、不要なアイドリングや急発進・急停車をしないなど、エコドライブに心がけ、効率的な運転を行います。
12			・次世代自動車（電気自動車やハイブリッド自動車など）を利用するよう努めます。
13			・すだれ、カーテン、ツル性植物などをうまく活用して日差しを避け、冷房の効率化に努めます。
14			・冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃を目安に設定します。
15			・家電製品を使わないときは、エコタップなどを使って主電源を切ったり、コンセントをこまめに抜くなどして、待機電力を減らします。
16			・熱損失の大きい窓などの開口部には、断熱サッシや断熱シート、厚手のカーテンなどの使用に努めます。
17			・余分なものは買わない、地元食材を選ぶ（地産地消）、作り過ぎないなど、環境負荷の少ない賢い選択をします。
18	長期的目標Ⅱ 循環型社会※の形成	Ⅱ-1	・買い物の際にはマイバッグを持参し、過剰包装を断るなど、ごみを少なくするよう努めます。
19			・「家庭ごみの正しい出し方」に従って、ごみと資源物は分別し、指定日に指定された場所に出し、ごみ減量及び再資源化に取り組みます。
20			・生ごみ処理器などを活用し、生ごみの堆肥化に努めることにより、ごみ減量に取り組みます。
21			・廃食用油の回収活動に取り組みます。
22			・フリーマーケットや修理店などを利用して、リユース、リペア、リサイクルに努めます。
23			・「環境美化の日」の清掃活動、市民一斉清掃、側溝清掃、海岸清掃などの清掃活動に参加し、ごみのほい捨てをなくすよう努めます。
24		Ⅱ-2	・地域の川を美しくする活動やミズベリング活動、豊かな水源確保のための森林の育成・保全活動への参加に努めます。

No.	長期的目標	取組の方向性	環境配慮事項（市民）
25	循環型社会※の形成 長期的目標Ⅱ	Ⅱ-2	・日常生活での節水に心がけ、お風呂の残り湯や雨水などを活用し、水資源の有効活用に努めます。
26			・洗剤は環境への負荷※を考慮して適量を使用します。廃食用油や調理くずは直接排水口に流さないなど、家庭での生活排水対策に取り組めます。
27			・家庭菜園などにおいて、肥料や農薬は環境への負荷に配慮した適正な量と方法により使用します。
28			・公共下水道などが整備されている地域では水洗化（下水道などへの接続）を推進するとともに、それ以外の地域では浄化槽※を設置し、適正な維持管理を行います。
29	長期的目標Ⅲ 自然環境の保全	Ⅲ-1	・「郷土の名木」などの樹木、緑の保全地区や残された里山を大切に、保存・管理に協力します。
30			・森林の働きや水辺の機能に関心を持ち、里山や河川などの維持管理や保護活動（イベント）への参加に努めます。
31			・森林や緑地の維持管理活動、緑化活動などに積極的に参加します。
32			・家の新築や建て替え時には、県産材の使用を検討します。
33			・干潟・砂浜・防潮林などの自然環境保護に努めます。また、里浜としての干潟や海辺を、憩い・癒しの場として活用します。
34		Ⅲ-2	・生態系や野生生物との共生について学び、理解を深め、身近な地域の自然や生き物を大切にします。
35			・本市における野生生物等の重要生息地の保護・保全に努めます。
36			・地域に生息・生育する在来種を不必要に捕獲しないようにし、絶滅危惧種（レッドデータブック※掲載種）や在来種の保護に協力します。
37			・外来種※や国内の他地域から持ち込んだ野生生物を野外に放出しません。また、在来種の生態系を脅かすおそれのある外来種の駆除活動に協力します。
38			・水辺という公共空間を活用しながら地域の魅力を引きだすミズベリング活動に、積極的に参加します。
39		Ⅲ-3	・地域にある小河川敷や創出された親水空間を自然とのふれあいの場として活用します。
40			・レクリエーションやミズベリング活動などへの参加や教育文化施設などの利用を通じて、自然について学び、ふれあう機会をつくります。
41			・自然とのふれあいを大切に、ハイキングやキャンプなどのレジャー活動においても自然環境に影響を与えないようにします。
42	長期的目標Ⅳ 生活環境の保全	Ⅳ-1	・自宅でできる緑化に取り組み、植栽にあたっては地域の特性に合った樹種を選ぶようにします。
43			・自宅でできる花の植栽と緑化（庭やベランダでの植栽、生垣の設置、壁面緑化・屋上緑化、家庭菜園など）を進めます。
44			・花のまちづくり活動に参加し、「緑の募金※」に協力します。
45			・オープンガーデンに取り組み、市民交流を図ります。
46			・屋根の色や塀の材質、形状、色等については、周辺景観との調和に配慮します。
47			・緑地、公園、河川など、住民参加で行う身近な景観の保全・管理活動に参加します。
48			・公園の樹木や街路樹を大切に、清掃美化活動に参加、協力します。
49			・ペットを飼育する際には、他人の迷惑にならないように責任をもち、特に、ふんについては必ず飼い主が始末をします。
50			・福祉のまちづくりについて理解を深め、点字ブロックやスロープには物を置かないなど、高齢者や障がい者などが安全で円滑に利用できるようにします。
51		Ⅳ-2	・本市の指定文化財※をはじめ、古来から引き継がれた自然・文化・歴史についての講習会等に参加し、見て触れて体感する活動を通じて、保存や継承活動への参加に努めます。

No.	長期的 目標	取組の 方向性	環境配慮事項（市民）
53	生活環境の保全 長期的目標Ⅳ	Ⅳ-3	・ エアコンは、扇風機との併用、直射日光の遮蔽などにより効率よく使用し、衣類は通気性、保温性の高い素材を選択するなど、環境配慮及び暑さ・寒さに対する工夫の両立に努めます。
54			・ 自然災害に対する備えとして、市で配布しているハザードマップ※の確認、防災訓練への参加などに努めます。
54	長期的目標Ⅴ 環境教育※の推進	Ⅴ-1	・ 身近な環境問題に関する勉強会、環境関連施設の見学会、自然体験活動など、環境学習への積極的な参加に努めます。
55			・ 環境学習の講座などで学んだスキルを、家庭や地域における活動に具体的に生かすように努めます。
56			・ 環境学習指導者養成講座や、リーダーの養成プログラムなどに参加し、地域の環境活動に貢献できるように努めます。
57		Ⅴ-2	・ 河川や海岸、地域における草刈りや清掃活動に参加します。
58			・ 食品ロス※の削減、冷蔵庫の設定温度の調節、不要な照明は消すなど、環境に配慮した生活を実践します。
59			・ 環境に関するイベントや学習会などに参加し、地球温暖化対策に関する取組など、地域での広報活動に努めます。
60		Ⅴ-3	・ みやぎエコアクション（市独自の事業所版環境マネジメントシステム※）などに取り組む事業者を評価し、提供する商品やサービスを選択します。
61			・ 環境家計簿※などを活用して、電気・水道・ガスなどの使用量及び料金を把握し、温室効果ガス※排出削減につながる省エネルギー・省資源行動に取り組めます。
62			・ 地球温暖化対策や5R※、地域清掃などの環境活動に取り組む事業者への理解・関心をもつようにします。

（２）事業者の環境配慮事項

No.	長期的 目標	取組の 方向性	環境配慮事項（事業者）
1	長期的目標Ⅰ 脱炭素社会※の構築	Ⅰ-1	・ 太陽光や風力などの再生可能エネルギー※の活用を検討します。
2			・ 熱需要のあるホテルや旅館、病院などでは、積極的に太陽熱利用機器の導入を検討します。
3			・ エネルギー供給事業者は、エコ・ステーションの整備に努めます。
4			・ 建物の新築・増改築や大規模修繕時には、省エネルギー基準に適合した断熱性・気密性の高い建物構造・工法の採用など、省エネルギーにつながる工夫に努めます。
5			・ 建物の新築・増改築や大規模修繕時には、国などの支援制度等を活用して、再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
6			・ オフィスビルなどでは、ビルオーナーと管理会社、テナントとの連携による省エネルギーの取組について検討します。
7			・ 照明器具を更新する際には、LED※照明への取り替えに努めます。
8			・ 省エネルギー性能が高い電化製品やエコマーク商品、リサイクル製品などの環境負荷の少ない製品の積極的な購入・使用に努めます。
9		Ⅰ-2	・ 従業員に対してマイカー通勤の自粛や、ノーマイカーデー※（毎週水曜日）への参加、協力を呼びかけます。
10			・ 交通機関や施設の利便性に配慮して、駐輪場を設置します。
11			・ 開発事業を行う際には、公園・緑地などの確保や、歩行者・自転車利用者の通行空間の確保に努めます。
12		Ⅰ-3	・ 次世代自動車※（電気自動車やハイブリッド自動車など）を導入又は利用するように努め、エコドライブを徹底します。
13			・ 冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃を目安に設定し、職場でクール・ビズ、ウォーム・ビズを積極的に取り入れます。

No.	長期的目標	取組の方向性	環境配慮事項（事業者）
14	脱炭素社会※の構築 長期的目標Ⅰ	Ⅰ-3	・ オフィスの照明やOA機器（パソコン、コピー機、プリンターなど）などは不要なつけっ放しをやめ、こまめに電源を切ります。
15			・ 上下3階程度の移動は、エレベーターを使用せずに階段を利用します。
16			・ 従業員へのエコドライブに関する情報提供や体験研修会への参加などを通じて、エコドライブの実践（タイヤの空気圧点検、アイドリングストップ、急発進・急加速の禁止、無駄な荷物を積まないなど）を促します。
17			・ ノー残業デーの推奨、ICT※を活用したペーパーレス化や多様な働き方の導入など、脱炭素なワークスタイルに努めます。
18	長期的目標Ⅱ 循環型社会※の形成	Ⅱ-1	・ エコマーク商品やリサイクル製品などの環境負荷の少ない製品の開発・製造及び積極的な購入・使用を進めます。
19			・ レジ袋の削減を推進し、ごみを少なくするように努めます。
20			・ 廃棄物について、「事業系ごみの適正処理マニュアル」に基づき適正に処理し、不法投棄を発見した場合には速やかな関係機関への通報に努めます。
21			・ 「事業所ごみ減量研修会」に参加し、事業系一般廃棄物※の減量及び再資源化に取り組めます。
22			・ 原材料は再生資源や廃棄物として処理・処分が容易なものを利用するよう努めます。
23		Ⅱ-2	・ 家畜などの動物を飼育する場合は、動物のふん尿が河川に流出しないよう、処理・保管施設を設置するなど適正に処理します。
24			・ 工場排水については、法・条例に基づき適切な排水処理施設を設置し、その運転管理には十分に注意します。
25			・ 排水処理技術の向上や浄化対策の改善に努めます。
26			・ 敷地は可能な限り未舗装あるいは透水性舗装とし、雨水の地下浸透を図り流出抑制に努めます。
27			・ 水源涵養※のための森林の育成・保全活動に参加、協力します。
28			・ 事業活動における節水や事業所敷地内に雨水貯留槽を設置するなど、水資源の有効活用に努めます。
29	長期的目標Ⅲ 自然環境の保全	Ⅲ-1	・ 環境に影響を及ぼすことが予想される事業を行う際には、法律や県条例に基づき環境影響評価※を行うなど、動植物やその生息・生育環境を保護・保全するための適切な措置を講じます。
30			・ 開発事業を行う際には、周辺環境を考慮し、自然環境の保全に係わる適切な措置を講じます。
31			・ 事業活動がまちの緑や名木等に影響を及ぼさないように配慮し、保存や管理に協力します。
32			・ 森林の育成、適正管理と木材の需要拡大により、森林環境の保全と木材資源の利用推進に努めます。
33			・ 環境に配慮し、化学肥料・農薬の使用を抑えた農業の推進に努めます。
34			・ 里山や河川などの維持管理や保護活動（イベント）への参加に努めます。
35			・ 地域の森林や緑地の維持管理活動、緑化活動に積極的に参加、協力します。
36			・ 間伐材、端材などを利用した商品の開発や購入を進めます。
37		Ⅲ-2	・ 生き物を販売する際には、購入者に対して十分な説明を行い、特定外来生物の販売、飼養、輸入、取引は行いません。
38			・ 水辺という公共空間を活用しながら地域の魅力を引き出すミズベリング活動に、積極的に参加、協力します。
39		Ⅲ-3	・ 自然とふれあうことのできる場や機会を提供するよう努めます。

No.	長期的 目標	取組の 方向性	環境配慮事項（事業者）
40	長期的 目標Ⅳ 生活環境の保全	Ⅳ-1	・敷地内や建物の壁面・屋上や生垣などの緑化に努め、地域の特性に合った樹種の選定に努めます。
41			・花のまちづくり活動に参加し、「緑の募金※」に協力します。
42			・建築物や工作物・屋外広告物・看板を設置する際には、色彩や大きさなどの形態が周囲の景観と調和するように配慮します。
43			・公園の樹木や街路樹を大切にし、清掃美化活動に参加、協力します。
44			・事業者が所有又は管理する施設は、高齢者、障がい者などが安全で円滑に利用できるよう配慮します。
45		Ⅳ-2	・地域の歴史・文化資源の保存活動に参加、協力します。
46			・伝統文化の後継者育成に協力します。
47			・開発事業を行う際には埋蔵文化財調査を行い、建設工事を行う際には歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮します。
48		Ⅳ-3	・工事を行う際には、低騒音型の工事機械の使用や工事時間帯の制限など、周辺の影響に配慮した騒音対策を講じます。
49			・関係法令を遵守し、有害物質の発生抑制、適正処分、適正管理を行います。
50			・エアコンは、扇風機との併用、直射日光の遮蔽などにより効率よく使用し、衣類は通気性、保温性の高い素材を選択するなど、環境配慮及び暑さ・寒さに対する工夫の両立に努めます。
51			・自然災害に備え、BCP（事業継続計画）の策定、建物の耐震化、避難経路の確認、備蓄品の確保、防災訓練の実施などに努めます。
52	長期的 目標Ⅴ 環境教育の推進	Ⅴ-1	・職場研修などを通じて、従業員の公害防止や環境配慮の意識向上を図ります。
53			・環境に関する専門的知識を有する人材を講師として派遣するなど、地域や学校で行われる環境教育※を支援します。
54			・環境に関するイベントや学習会などに積極的に参加、協力し、従業員にもその内容を広く周知します。
55		Ⅴ-2	・河川や海岸、地域における草刈りや清掃などの環境保全活動に参加、協力します。
56			・環境への取組を紹介した講演会や施設見学会などを積極的に開催します。
57			・緑地、公園、河川など、住民参加で行う身近な景観の保全・管理活動への参加、協力を努めます。
58			・関係機関や市民団体などと連携し、環境学習会、自然体験学習会などの活動に参加、協力します。
59		Ⅴ-3	・水産資源の保護と増殖、陸域との連携により、豊かな河川や海域の保全に努めます。
60			・輸送効率や作業性を高めるために、積載効率の高い車両の利用、共同輸配送の利用、鉄道・海運を利用したモーダルシフト※を進めます。
61			・みやざきエコアクション（市独自の事業所版環境マネジメントシステム※）などに取り組み、自主的・主体的に環境保全活動を実践します。
62			・環境報告書※などにより、環境保全に関する取組状況などを積極的に公開するよう努めます。

6 用語解説

〈数字・アルファベット〉

5R（ごあーる）【P. 13、22、25、34、44、45、46、63、65、72、81】

リフューズ（Refuse ごみになるような物は受け取らない）、リデュース（Reduce ごみをなるべく出さないようにする）、リユース（Reuse ものを繰り返し大切に使う）、リペア（Repair ものを修繕して長く使う）、リサイクル（Recycle きちんと分別して資源化し再利用する）の5つの頭文字をとったもの。

BOD（Biochemical Oxygen Demand）（生物化学的酸素要求量）【P. 27、47、48、77】

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の汚濁を測る代表的な指標。単位は一般的に mg/ℓ で表し、この数値が高くなるほど水質が汚濁していることを意味する。

ICT（Information and Communication Technology）【P. 43、82】

コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

IPCC1.5℃特別報告書【P. 32】

2018年10月8日、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により、パリ協定の「1.5℃目標」に関して発表された報告書。この報告書では、パリ協定の長期目標の中で言及されている「1.5℃」について、産業革命以前の世界の平均気温から1.5℃上昇した場合の影響と、1.5℃で温暖化を止めるためにはどれくらい対策が必要なのかなどについてとりまとめられており、世界平均気温については、産業革命前と比べて2017年の時点で約1.0℃上昇したと推定され、現在のペースで気温上昇が続けば、2030年から2052年の間に1.5℃に達する可能性が高いとされている。

LED（Light - Emitting Diode）（発光ダイオード）【P. 20、21、40、79、81】

発光ダイオードは電気を光に変える作用を持っており、電子エネルギーを直接光に変えるため、小型で電気の消費量も少ないという特徴がある。

PDCA サイクル【P. 68】

組織が環境方針及び環境負荷を削減する目的・目標を定め、その実現のための計画（Plan）を立て、それを具体的に実施（Do）する。その結果を点検（Check）し、さらに次のステップを目指して見直し（Action）を行うこと。

RCP2.6 シナリオ【P. 36】

IPCC 第5次評価報告書で用いられたもので、21世紀末（2081-2100年）の世界平均気温が、工業化以前（1850年頃）と比べて0.9～2.3℃上昇する可能性があるもの。

RCP8.5 シナリオ【P. 36】

IPCC 第5次評価報告書で用いられたもので、21世紀末（2081-2100年）の世界平均気温が、工業化以前（1850年頃）と比べて3.2～5.4℃上昇する可能性があるもの。

SDGs（Sustainable Development Goals）（持続可能な開発目標）【P. 2】

平成 27（2015）年の国連サミットで、先進国を含む国際社会全体の「持続可能な開発目標」として採択されたもので、令和 12（2030）年を期限に「目標」「ターゲット」「指標」が設定され、貧困をはじめ、保健や教育、ジェンダー、持続可能な都市などの地方公共団体と関連のあるものが含まれている。

〈ア行〉**一般廃棄物【P. 46、82】**

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス及びレストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活によって生じた「生活系ごみ」に分類される。

温室効果ガス【P. 1、2、3、6、7、27、29、30、31、32、33、42、43、65、72、76、81】

赤外線を吸収する能力をもち、大気中に存在すると気温の上昇をもたらす気体。二酸化炭素、メタンなど 7 種類の物質が指定されている。人間の社会活動により、大気中の濃度が増大しており、地球温暖化や気候変動・異常気象が引き起こされている。

〈カ行〉**外来種【P. 52、80】**

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。特に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）で指定された種は、飼養、栽培、保管、運搬及び輸入といった取扱いが規制される。

環境影響評価（環境アセスメント）【P. 51、82】

開発行為が環境に与える影響の程度と範囲、その防止策、代替案の比較検討を含む総合的な事前評価並びにその再評価をいう。国では、環境影響評価法などに基づいて道路・港湾・公有水面の埋立などの公共事業の実施について、環境影響評価を行っている。

環境学習パートナー【P. 13、28、61、78】

環境に関する分野で活動する有識者や市民団体、環境保全対策を推進する企業や事務所など、市に登録している者のこと。

環境家計簿【P. 9、65、81】

日常的な生活行動と環境との関わりをチェックし、より環境への負荷がかからない暮らし方に改善していくことをめざした家計簿のこと。

環境基準【P. 27、28、47、58、77、78】

環境基本法第 16 条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。環境基準は行政上の目標値であり、直接に工場などを規制するための規制基準とは異なる。

環境教育【P. 1、5、9、10、13、14、17、22、23、24、25、28、60、61、74、75、78、81、83】

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境への負荷【P. 48、60、66、80】

人の日常生活や事業活動が環境に与える負担のことで、「環境基本法」では「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されている。

環境報告書【P. 65、83】

事業者が、自らの事業活動における環境配慮の方針や目標、環境マネジメントの内容、環境負荷の低減に向けた取組実績などについて取りまとめ、一般に公表するもの。

環境保全型農業【P. 13、28、64、74、78】

農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

環境マネジメントシステム【P. 64、65、74、81、83】

企業や団体などの組織が、経営や運営の中で、環境保全に関する取組を進めるにあたり、方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくための計画や体制・手続きなどの仕組みのこと。

気候変動問題【P. 4、33】

産業革命以降の人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加や森林破壊などの人為的な要因により、気温の上昇や大雨の頻度増加、海面上昇などが起き、私たちの健康や暮らしに悪影響が及ぼされること。

グリーン購入【P. 23】

市場に供給される製品・サービスの中から、環境への負荷が少ないものを優先的に選択すること。消費者が実践することにより、供給する側（企業など）へ環境負荷を低減する製品の開発や生産を促すことになる。

公益的機能【P. 50、73】

森林・農地の有するさまざまな機能のうち、環境保全機能（生物多様性保全、水質浄化、二酸化炭素吸収・固定などの機能）、水源涵養機能（水を蓄える機能）、土砂崩壊防止機能、保健文化機能（保健・休養の場の提供、芸術・宗教等の育みの場などとしての機能）のこと。

〈サ行〉**再生可能エネルギー【P. 1、2、3、7、8、9、13、15、20、22、23、24、25、29、30、33、38、39、40、72、79、81】**

自然界に存在し、枯渇せず永続的に利用可能なエネルギーで、太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などを指す。

産業廃棄物【P. 17、27、45、73、76】

廃棄物は、発生源によってごみ、し尿などの一般廃棄物と産業廃棄物とに区分される。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物であり、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなどの20種類を指す。産業廃棄物は、事業所が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する義務がある。

次世代自動車【P. 20、27、39、40、42、43、72、76、79、81】

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

自然休養村【P. 27、39、40、72、76】

さまざまな公的観光レクリエーション施設の一つで、農山漁村の優れた自然環境を保全するとともに、その地域にふさわしい観光農林漁業を行うことによって、都市生活者には農山漁村の自然と農林漁業に親しみと安らぎを得てもらい、農林漁業者には経済的な地位を向上してもらおうと農林水産省が昭和46年から事業を進め、都道府県が地区を指定している。

持続可能な社会【P. 3、5、25、28、60、61】

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

指定文化財【P. 57、80】

歴史・芸術・学術的に重要なものとして、文化財保護法に基づき文部科学大臣が指定する文化財及び条例に基づき地方公共団体が指定する文化財。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物のうち重要なものを指定し、保存と活用が図られている。

主要バスターミナル【P. 27、41、76】

宮崎駅、宮交シティ、宮崎空港の3箇所のこと。

循環型社会【P. 1、3、13、22、23、24、27、44、45、72、73、75、76、77、79、80、82】

廃棄物などの発生を抑制するとともに、廃棄物などのうち、有益なものは資源として活用するなど、適切に廃棄物を処理することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

浄化槽【P. 13、27、47、48、73、77、80】

し尿などを微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、公共用水域などに放流するための設備又は施設。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活排水（厨房排水、洗濯排水など）を一緒に処理する設備又は施設を合併処理浄化槽という。

食品ロス【P. 8、9、34、63、81】

食品廃棄物のうち、食べられるのに捨てられてしまうもののこと。家庭における食品ロスには、食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうもの、消費期限・賞味期限切れによりそのまま捨ててしまうもの、食べ残して捨ててしまうものなどがある。また、事業者における食品ロスには、製造業者・卸売業者から小売店への納品期限切れや、小売店における販売期限切れなどの理由により廃棄される食品をはじめ、レストランなどの飲食店における食べ残しなどがある。

水源涵養【P. 25、47、48、82】

降雨を地表や地中に一時的に蓄え、地下に浸透させることで、河川等に流入する量を調節し、下流における水資源の保全や洪水の緩和等を行う自然の働きのこと。

生物多様性【P. 1、5、22、25、29、49、51、52】

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性、種間の多様性（種の多様性）及び種内の多様性（遺伝子の多様性）の3つのレベルで多様性があるとしている。

ゼロカーボン・ドライブ【P. 2】

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブのこと。

〈タ行〉**ダイオキシン類【P. 28、58、74、78】**

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。これらの物質は炭素、酸素、水素、塩素を含むものが燃焼する過程などで意図せずに生成される。

多自然川づくり【P. 13、28、52、73、77】

河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた河川管理を行うこと。

多様な主体【P. 3、25、33、42、47、55、60、61、62、72、73、74】

市民、事業者（企業など）、行政、NPO等の民間団体、学校など地域のさまざまな関係者のことを指し、「多様な主体による協働」、「多様な主体による連携」として使われる。

脱炭素社会【P. 1、2、3、19、20、22、23、24、27、29、38、43、72、75、76、79、81、82】

地球温暖化の要因となる二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの「排出量実質ゼロ」を目指す社会のこと。「排出量実質ゼロ」とは、温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

地域循環共生圏【P. 2】

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地域脱炭素ロードマップ【P. 2】

地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に 2030 年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すもの。

地球温暖化対策計画【P. 2、29、31】

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条第 1 項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成 27 年 12 月 22 日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき策定された国の計画。

地球温暖化対策推進本部【P. 2】

気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択された京都議定書の着実な実施に向け、地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進するため、平成 9 年 12 月 19 日、閣議決定により内閣に設置された後、平成 17 年 2 月 16 日、京都議定書の発効に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正法が施行され、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための機関として、法律に基づく本部として改めて内閣に設置されたもの。

天然記念物【P. 13、25、57、74】

学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）などで、「文化財保護法」に基づき文部科学大臣が指定するもの及び地方公共団体が条例に基づき指定するもの。天然記念物のうち、特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。

〈ナ行〉**二酸化炭素（CO₂）【P. 4、6、19、22、27、29、30、31、32、33、42、76】**

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する気体。産業革命後、化石燃料の燃焼が急増したことや吸収源である森林が減少したことなどにより、大気中の濃度が高まったことが、地球温暖化の最大の原因といわれている。

ノーマイカーデー【P. 41、79、81】

一定の日や曜日を定めて自動車の利用を自粛すること。宮崎市では、市職員に対し、毎週水曜日をノーマイカーデーとして定め、公共交通機関や自転車又は徒歩通勤に努めるよう取り組んでいる。

〈ハ行〉**ハザードマップ【P. 59、81】**

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらに避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されたもの。

パリ協定【P. 2、29、32、36】

国連気候変動枠組条約に加盟する 196 か国・地域すべてが参加する初めての温暖化対策の国際的ルールのこと。

ヒートアイランド【P. 13、25、54、58】

都市でのエネルギー消費の増大や緑地の減少により、都市部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなること。

フロン【P. 6】

フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のことを一般的にフロンと言う。そのうち、CFC（クロロフルオロカーボン）と HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）がオゾン層破壊物質である。また、HFC（ハイドロフルオロカーボン）のことを一般に「代替フロン」と言う。HFC は塩素をもたないためオゾン層を破壊しない。しかし、代替フロンは二酸化炭素の数百倍から数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっている。

〈マ行〉**緑の募金【P. 15、56、80、83】**

緑の多面的な機能や重要性について理解を深め、緑豊かな生活環境を保護・創出することを目的とした募金運動で、年 2 回（2 月～5 月、9 月～10 月）行われている。寄せられた募金は、緑化の推進、森林整備などに使用される。

モーダルシフト【P. 65、83】

トラックによる幹線貨物輸送を、大量輸送が可能な海運や鉄道に転換すること。

〈ラ行〉**レッドデータブック（Red Data Book）【P. 52、80】**

絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの絶滅の危険度、生息状況等を取りまとめたものの。

第三次宮崎市環境基本計画
【一部改訂計画】

宮崎市環境部 環境政策課

〒880-8505

宮崎市橘通西一丁目1番1号

TEL (0985) 21-1761

FAX (0985) 22-0405